

保護者 各位

関川村健康福祉課長

令和7年度 関川村学童保育所入所のご案内

1. 対象児童

- ・関川村に住所を有し、保護者が就労等によって昼間不在であり、祖父母など親族による保育も困難な家庭の小学校1年生から6年生まで。
- ・通年で定期的に利用する場合に限らず、長期休業のみの利用や、不定期(冠婚葬祭など保護者の事情により保育できない時等)の利用も可能です。

2. 入所申込の手続き

【提出書類】

- ・入所申込書
- ・就労証明書（児童と同居している祖父母の方の分も提出してください。）

※内容によっては、入所を承諾できない場合や、利用について調整をさせていただく場合があります。

【提出先】

役場健康福祉課、学童保育所、保育園

【申込受付期間】

令和6年11月1日（金）～11月29日（金）

※その他、年度途中の申込みも随時受け付けています。

3. 開設時間

学校登校日	放課後から18時30分まで
長期休業(春、夏、冬)	7時30分から18時30分まで
学校の代休日	
土曜日	

※土曜日は利用希望者がいた場合のみ開所いたします。(前月25日までに翌月分の利用予定を申請していただきます。)

また、人数が少ない場合、保育園でお預かりする場合もありますのでご了承ください。

4. 休所日

- ・日曜日、祝日及び振替休日、お盆（8月14日～8月16日）、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・その他都合により休所する場合があります。

5. 入所及び退所

- ・学童保育所へ入所させるには入所申込書を、また退所させるには退所届を提出していただきます。
- ・児童が病気、その他の理由で入所していることが不適用と認められるときは、通所を一時中止したり、又は退所していただくことがあります。

6. 利用料

- ・児童1人につき 1回 350円（おやつ代含む）を翌月に清算し、口座振替にて納付
※イベント等により、実費を徴収する場合があります。

7. 保険について

- ・不慮の事故に備え、児童クラブ共済保険に加入します。（保険加入費用は村負担）
- ・学童保育中や学校・自宅と学童の往復途上などのケガが保険の対象となります。
(学童から自宅に戻らず直接スポーツ少年団や習い事などに参加する場合は、保険の対象外です。)

8. 学校連絡システム「すぐーる」の利用について

- ・学童保育でも、すぐーるを以下のことに利用します。
①欠席・遅刻連絡
②メッセージ配信
③アンケート

※入所承諾書の通知後に登録についてのご案内をします。

申込み・お問い合わせ

学童保育所 【電話】 080-2035-1341
関川村健康福祉課 【電話】 64-1472